

静岡県人事委員会は、地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1161

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-938）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>附 則</p> <p>（平成30年 3 月31日までの間における給与条例第10条の 3 及び警察職員給与条例第11条の 7 の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>3 平成30年 3 月31日までの間における改正給与条例附則第 8 項等の規定により読み替えられた給与条例第10条の 3 及び警察職員給与条例第11条の 7 に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p> <p>（平成30年 3 月31日までの間における給与条例附則第 7 項、教職員給与条例附則第 7 項及び警察職員給与条例附則第10項の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>4 平成30年 3 月31日までの間における改正給与条例附則第 8 項等の規定により読み替えられた給与条例附則第 7 項、教職員給与条例附則第 7 項及び警察職員給与条例附則第10項（以下「給与条例附則第 7 項等」という。）に規定する100分の3.7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の3.6</u>とする。</p> <p>附則別表（略）</p> <table border="1"><thead><tr><th>都道府県</th><th>支給地域</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都</td><td>特別区</td><td><u>100分の18.5</u></td></tr><tr><td>大阪府</td><td>大阪市</td><td><u>100分の15.5</u></td></tr><tr><td rowspan="3">静岡県</td><td>裾野市</td><td><u>100分の13</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>磐田市</td><td><u>100分の 5</u></td></tr></tbody></table>	都道府県	支給地域	支給割合	東京都	特別区	<u>100分の18.5</u>	大阪府	大阪市	<u>100分の15.5</u>	静岡県	裾野市	<u>100分の13</u>	（略）		磐田市	<u>100分の 5</u>	<p>附 則</p> <p>（平成30年 3 月31日までの間における給与条例第10条の 3 及び警察職員給与条例第11条の 7 の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>3 平成30年 3 月31日までの間における改正給与条例附則第 8 項等の規定により読み替えられた給与条例第10条の 3 及び警察職員給与条例第11条の 7 に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の16</u>とする。</p> <p>（平成30年 3 月31日までの間における給与条例附則第 7 項、教職員給与条例附則第 7 項及び警察職員給与条例附則第10項の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>4 平成30年 3 月31日までの間における改正給与条例附則第 8 項等の規定により読み替えられた給与条例附則第 7 項、教職員給与条例附則第 7 項及び警察職員給与条例附則第10項（以下「給与条例附則第 7 項等」という。）に規定する100分の3.7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の3.7</u>とする。</p> <p>附則別表（略）</p> <table border="1"><thead><tr><th>都道府県</th><th>支給地域</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都</td><td>特別区</td><td><u>100分の20</u></td></tr><tr><td>大阪府</td><td>大阪市</td><td><u>100分の16</u></td></tr><tr><td rowspan="3">静岡県</td><td>裾野市</td><td><u>100分の15</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>磐田市</td><td><u>100分の 6</u></td></tr></tbody></table>	都道府県	支給地域	支給割合	東京都	特別区	<u>100分の20</u>	大阪府	大阪市	<u>100分の16</u>	静岡県	裾野市	<u>100分の15</u>	（略）		磐田市	<u>100分の 6</u>
都道府県	支給地域	支給割合																															
東京都	特別区	<u>100分の18.5</u>																															
大阪府	大阪市	<u>100分の15.5</u>																															
静岡県	裾野市	<u>100分の13</u>																															
	（略）																																
	磐田市	<u>100分の 5</u>																															
都道府県	支給地域	支給割合																															
東京都	特別区	<u>100分の20</u>																															
大阪府	大阪市	<u>100分の16</u>																															
静岡県	裾野市	<u>100分の15</u>																															
	（略）																																
	磐田市	<u>100分の 6</u>																															

	(略)		(略)
	藤枝市	<u>100分の2</u>	藤枝市

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。